

京都ならではの 更に魅力ある広告景観へ

京の景観ガイドライン
広告物編を改訂しました



京都市では、地域の景観に配慮し、誰からも心地よく見られる
広告物による、京都ならではの魅力ある広告景観づくりを推進しています。

規制による基準を守ることに加えて、目立てばよいというものではない、誰からも心地よく見
られる広告物デザインを考えましょう。地域の人に長く愛される広告物を掲出することが、お
店や企業への関心や信頼感を高め、地域と共に魅力が向上していく好循環を生みます。

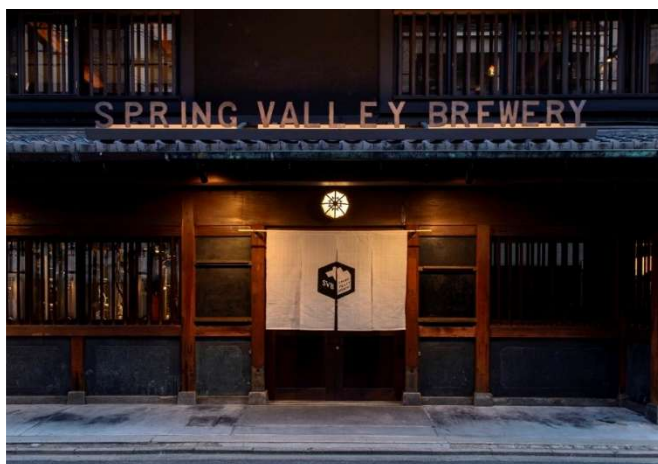
伝わりやすく、好ましく見られる広告物



シンプルながら歩いていると足を止めたくなる店先を演出する。



植栽や足元の灯りが広告物と共に店先に彩りを添える。



エントランスの照明で照らされる広告物が美しく映える。



町並みに合ったデザインと素材で企業や商品に好印象を与える。

「目立つ広告物」 VS 「好感が持てる広告物」



A

目立つのは？

A

B

好感が持てるのは？



A

B



B



A

目立つのは？

A

B

好感が持てるのは？



A

B



B

目立つ広告物が好感を持って見てもらえるとは限りません。

より目立とうとするのではなく、誰が見ても心地よく見られるデザインを考え、企業やお店の信頼や好印象につなげましょう。

令和7年度京都市広告景観セミナーの事前アンケートから抜粋
※実際のアンケートで使用した画像を加工しています

京の景観ガイドライン 広告物編 令和8年3月改訂

「京の景観ガイドライン 広告物編」の改訂版では、規制や制度の説明にイラストを多用し、より分かりやすい内容としました。

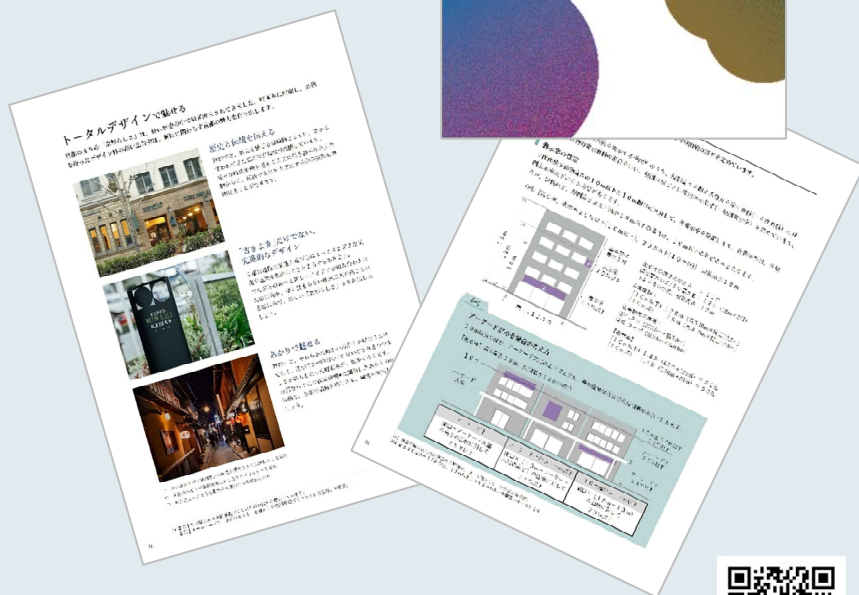
さらに、魅力ある広告景観づくりに大切な3つの視点や具体的なデザインのコツなども新たに紹介しています。

広告物の掲出を検討する際にぜひご一読ください。



CONTENTS

- 1 魅力ある広告景観づくりのために
- 2 デザインの作法
- 3 広告物ごとの配慮事項
- 4 条例による規制
- 5 広告物に関する制度
- 6 安心・安全な屋外広告物
- 7 Q&A よくあるご質問



🔍 京の景観ガイドライン 広告物編



発行 京都市都市計画局都市景観部広告景観づくり推進課
tel: 075-222-4137
令和8年3月発行 京都市印刷物 第072364号